参考様式第５－１号

熊農政第2599号
令和7年9月16日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長　小林　哲也

市町村名 （市町村コード）	熊谷市 （11202）
地域名 （地域内農業集落名）	玉井地区 （　玉井、久保島、新堀　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 （第7回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・農業者33名(認定新規就農者2名、認定農業者14名、利用者17名)
・地区内の農地面積に占める田の割合は約65％で、米麦を中心とした水田作物が主体であり、畑では大豆等の露地野菜の他にいちごのハウス栽培がおこなわれている。
・地区内の遊休農地は1.1ha。
・玉井地域では担い手3者を中心に農地の集約に向けた交換がこれまで行われてきている。圃場整備の行われた農地では集積、集約が進みつつある一方で、未整備地においては圃場の区画が小さく農道の狭い場所もあり、作業効率が悪く集積、集約が進んでいない。
・久保島、新堀地域では、担い手1者に圃場が集まりつつある。区画の小さな圃場であっても畦畔除去を行い、面的な集約をして効率を上げている。しかし、隣地との段差が数10㎝ある圃場もあり、集約できない場所も出ている。加えて、久保島地内の白地農地は特に区画が小さく、農道も狭いためトラクターで通行することが困難な場所が多く、圃場整備が必要な状態である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・米麦中心に営農を行いつつ、転換作物や野菜等の試験的な導入を行う。
・地区全体で法人化するか大規模農家が法人を設立し、地域の生産力向上と担い手の育成を行う。
・未整備地の圃場整備を検討していく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	211.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	211.56 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

基本的に農振地域内を対象とするが、集落介在の白地農地等については計画から除外する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
現在の耕作者が担えなくなったタイミングで、規模拡大の意向のある担い手へ集積を進めていく。 大字久保島、新堀地区については大規模な担い手1者へ段階的に集積を進めていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
担い手への農地の集約を目指し、貸借を行う場合は農地中間管理事業を利用する。久保島地区においてはほとんどが使用貸借であり、地域で統一した賃料設定に向け機運を高めていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
農業生産を向上させるため、未整備地について圃場整備を検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在若手の新規就農者が地区内に増えており、これらの担い手を軸に連鎖的に若手の新規就農者を増やしていく。加えて、地域で法人を設立することで、次世代の担い手を育成する環境を整えていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】